

不定期便

花づくり街だより

「第4回 富士河口湖町 花のまちづくり花壇コンクール」



平成 19年 11月 15日『町制施行4周年記念式典』において、第4回花のまちづくり花壇コンクールの表彰式が行われ、次のまちかど花壇を管理されている方々が表彰されました。(敬称略)

- 最優秀賞 『根場公園花壇』：根場老人クラブ
- 優秀賞 『やすらぎ通り公園花壇』：メイミ・グリーン
- 優秀賞 『鐘突堂駐車場花壇』：高尾町自治会
- 町長賞 『勝山中PTA花壇』：勝山中学校PTA
- 町議会議長賞 『花いっぱい大嵐っ子花壇』：大嵐小学校

『まちなみ花壇』募集中です！

町では、来年の春に向け『まちなみ花壇』を管理していただけるグループや自治会、団体等を募集しています。

『まちなみ花壇』とは、道路沿いの空きスペース等で花を育てていただき、美しく潤いのある景観を演出する花壇のことで、町内に約60箇所が点在しており、皆さんも日々の暮らしの中でよく目にしていると思います。

花壇のデザインと苗を選定していただければ、花と肥料はこちらで用意いたします。最初は小さな花壇からでも結構です。草取り作業は大変ですが、来年は皆さんのグループでも挑戦してみたいはいかがでしょうか？

連絡先:環境課 72-3169(直通)

「まちなみ飾花補助制度」・「花の種銀行」もご利用ください。



11月から12月は滞納整理強化月間です。

- 町税等の納め忘れはありませんか -

町では、11月から12月までの期間を「滞納整理強化月間」として、町税や国民健康保険税、介護保険料等の滞納解消に努めています。

もう一度納通知書や納入通知書を確認し、納期限が過ぎていた場合は、すぐに納入してください。すでに納期限が過ぎている方々には、督促料や延滞金が加算されます

強化月間中は、職員が各家庭を個別に訪問し、滞っている町税等の徴収や納付相談に応じるなど、財源の確保に努めています。

なお、納入に誠意のない方については、給料・預貯金・不動産等の差押えを実施することとなります。



訪一問一催一告

納期を過ぎてても納めていない方には、督促状や催告書により納付をお願いいたします。それでもまだ納付がない方については、職員が直接、個別訪問させていただきます。

財産等の滞納処分強化

事情もなく町税等を滞納されている方に対しては、各種財産調査を実施し、給料・預貯金・不動産等の差押えを実施します。

夜間臨時納付(納税相談)窓口の開設

病気やけが、災害などの事情により、納付することができない方は、町役場税務課に相談して下さい。

夜間窓口開設日 12月12日(水)、12月19日(水)

場所・時間 富士河口湖町役場1階税務課 午後5時30分から午後8時

～ 納付は便利で安心な口座振替で～

問合せ先

富士河口湖町町税等収納対策推進本部事務局(税務課収納係)電話 0555-72-1113

【税源移譲に伴う特例措置について】税務課からのお知らせです。

平成19年から税源移譲によって所得税と町・県民税が大きく変わっています。

お問い合わせ先

〒401-0392 富士河口湖町船津700番地

富士河口湖町役場 税務課住民税係 0555-72-1113

1 住宅ローン控除の町・県民税への適用について

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)制度は、「所得税」における税額控除です。今回の税源移譲で、所得税が減少することにより所得税にのみ適用されていた住宅ローン控除額も減ってしまう場合があります。

この影響に配慮するため、今まで所得税から控除されていた分については、申告することにより、町・県民税の所得割からも控除する経過措置が設けられました。

これにより、税源移譲前の旧制度下であれば受けられたであろう負担の軽減額が、所得税・個人住民税のトータルで引き続き保証されることになります。

本制度の適用を受ける場合は、前年分の所得税における所得金額や控除前税額などが確定しなければ、どれだけの額を控除すべきなのか分からないため、毎年、所得税の確定申告の時期に合わせて納税者ご自身から町へ申告していただくことが必要となります。

特に、給与所得者の場合は、従来最初の年分の確定申告を行えば、その後は年末調整のみで手続きが完了していたため、毎年の申告は新たな手間となります。

対象者	平成19年から平成18年末までに入居された方で、次の 又は の方。 税源移譲により所得税が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり、控除しきれなくなった方。 住宅ローン控除限度額が所得税より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方。
措置期間	平成20年度から平成28年度の町・県民税に適用されます。
計算方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の 、 のいずれか少ない金額 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税源移譲後の税率 で算出した前年分の所得税額</p> </div> </div> <p>控除額 =</p>
申告	<p>対象者は、その年の3月15日(平成20年は3月17日)までに、当該年の1月1日現在お住まいの市町村に一定の事項を記載した申告書を、毎年提出する必要があります。</p> <p>確定申告書を提出される方 平成19年分の確定申告書と一緒に『平成20年度分市町村民税、道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書』を税務署へ提出する。</p> <p>その他(年末調整を済ませているなど)の方 『平成20年度分市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書』に給与支払先から交付される所得税の源泉徴収票(年末調整済みのもの)を添付して役場税務課へ提出する。</p>

『平成 年度分市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書』は町役場税務課に備える予定です。

2 平成19年における所得変動に伴う町・県民税の減額措置について

今回の税源移譲により、平成19年度の町・県民税で税負担が上がった分は、平成19年分の所得税で調整され、税負担の増減は税源移譲の制度下ではありません。

しかし、平成18年中は所得があったが、退職などによって平成19年中の所得が著しく減ったために所得税がかからなくなった場合は、町・県民税のみ税率引き上げによる税負担増加の影響をこうむる納税者が生じることとなります。このような平成18年中所得と平成19年中所得との変動による負担増を調整するために、税源移譲前の税率を適用した場合の税額に戻す経過措置が設けられました。

この減額措置については、当然ながら平成19年の所得税が課税されないことが確定した後でなければ、適用の有無を判断できません。また、法律上は、平成19年度及び平成20年度の町・県民税の所得金額等をもちいて要件を規定していることから、平成20年度の町・県民税の賦課決定後に適用を判断することになります。

したがって、平成20年7月中に平成19年度の課税団体である市町村に対して、納税者ご自身から適用を受ける旨の申告があった場合に、適用することとなります。

なお、平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

対象者	次の と の両方の要件を満たす人 平成19年度町・県民税の課税所得金額(申告分離課税を除く。)が、所得税と住民税との人的控除額の差の合計額を超えている。 平成20年度町・県民税の課税所得金額(申告分離課税を含む。)が、所得税と住民税との人的控除額の差の合計額以下である。
対象年度	平成19年度分の町民税・県民税にのみ適用されます。
計算方法	・平成19年度の合計課税所得金額(課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額)について以下の から を差し引いた額を減額します。 税源移譲後の税率を適用して調整控除を行った後の税額 税源移譲前の税率を適用した税額 ・減額しきれない場合は、還付することになります。
申告	平成20年7月1日～平成20年7月31日までに、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告することにより適用されます。

『平成19年度分市町村民税・道府県民税減額申告書』は町役場税務課に備える予定です。

保険課からのお知らせ

中学生以下のインフルエンザ

予防接種費用の一部助成について

町では、町内に住所がある児童の健康管理のため、インフルエンザ予防接種を受けた児童に対し、その費用負担の軽減を図るため、接種費用の一部を助成しています。(一人につき2,000円。但し医療機関に支払った金額が2,000円未満は対象となりません)

平成19年10月から12月までに予防接種を受けた0歳～中学3年生までの子供さんが該当になります。インフルエンザの予防接種であること及び接種を受けた者が明記された領収書(レシート可)、印鑑、振込み先のわかる通帳などをもって役場保健課にある申請書により請求してください。申請期限は2月末日までですが、早めに申請してください。

インフルエンザ予防接種は任意の予防接種のため保護者の責任においておこなわれるものです。子供さんの十分な体調管理が必要と思われれます。

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税の税額は、所得に対して、固定資産税に対して、一人当たりに対して、一世帯当たりに対してそれぞれに課税されます。

所得が少ない人は、一人当たりと一世帯当たり分が減額されます。

所得の確認は住民税の申告書で行います。まだ申告をされていない方は、税務課で随時受け付けていますので、申告をしてください。

問合せ先 保険課 72 6026



年末の**交通事故防止**県民運動

平成19年12月1日(土)から12月31日(月)までの31日間

重点目標

- 1 飲酒運転等悪質・危険な運転の追放
- 2 高齢者と子どもの交通事故防止
- 3 後部座席を含むシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 4 自転車の安全利用の推進
- 5 早めのライト点灯の徹底と反射材使用の推進

年末は、交通量の増加に伴い道路が混雑し、心理的な慌ただしさなどから交通事故の多発が懸念されます。皆さんの交通安全に対する心がけで交通事故をなくしましょう。

また、飲酒の機会も多くなります。「飲酒運転四ない運動」(運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転をゆるさない)を推進すべく、皆さん一人ひとりがその意識を高く持ちましょう。



さらに、初日の出暴走などの暴走行為・不正改造車等はもちろん、暴走族に声援や身振り、旗などを振って暴走行為を助長している「ギャラリー」に対しても取締りが行われます。

これら、飲酒運転や暴走行為などの悪質・危険な運転を追放させるため、家庭、職場、地域ぐるみで「しない・させない運動」を徹底しましょう。

管理課 防災係 72-6013

家庭を守る防災対策 **Part 1**

【災害を体験してみよう】

地震や風水害、火災など災害はさまざまなものがあります。漠然とわかってはいても、実際に体験しないと、大地震の恐怖など理解することは難しいかと思えます。災害の恐ろしさは、実際に体験することほど身に付くものではありませんし、体験することにより冷静な判断や行動ができることでしょう。

これらの災害を模擬的に体験できる施設があります。事前に災害を体験しておけば、いざという時に備えて心構えができたり、災害に備えての準備をする際に役立ちます。

例えば、東京都にある本所防災館では、火災時を想定し視界が悪い煙が充満した中での避難体験や、消火器や屋内消火栓の正しい使い方も学ぶことができます。また、大地震の揺れや強風・大雨を体験することもできます。そのほか、3Dシアターでは地震をテーマに迫力ある映像を見ることができたり、応急救護訓練や119番通報の訓練ができたり、防災に関する資料などもたくさんあるので、防災に対する知識が高まると思えます。これらの施設を利用し、災害に対し身構える方法を学ぶとよいでしょう。

また、都内には、他に池袋防災館、立川防災館があり、いずれも入館無料で同じように学ぶことができます。山梨県内にも県立防災安全センター(中央市)があるので活用しましょう。

一度ご家族そろってこれらの施設で体験し、災害について話し合ったり考えてみてください。



管理課 防災係 72-6013

福祉推進課からのお知らせ

自動車燃料費助成の申請について

県では、心身障害者に自動車燃料費の助成を行います。対象となる方は助成請求書に必要事項を記入して、受付日を確認のうえ最寄りの会場にお越し下さい。来場できない方は、締切日までに郵送してください。

なお、説明及び請求書は市町村役場障害福祉の窓口においてありますが、インターネットからも印刷できます。



対象となる方 平成19年度に自動車税又は軽自動車税の減免を受けているか、もしくは平成20年度から減免を受けることができ、次のいずれかに該当する方。

身体障害者手帳の総合等級 級又は 級
療育手帳の障害程度 A
戦傷病者手帳の障害程度
特別項症 第1項症 第2項症

受付日

- ・1月 9日(水) 富士吉田合同庁舎
- ・1月 16日(水) 富士ふれあいセンター
- ・1月 17日(木) いきいきプラザ都留(都留市)
- ・1月 24日(木) 富士吉田合同庁舎

時間 午前10時～午後3時

郵送の締切日 1月24日 消印有効

問合せ・郵送先 富士吉田市上吉田1-2-5

富士・東部保健福祉事務所福祉(24-9032)

ひとり親家庭のための制度があります。

受給資格があるにもかかわらず、制度を知らないために受給をされていない方はいませんか。

児童扶養手当

父親のいない児童の家庭又は、実質的に父親が不在の状態にある児童の家庭に対し、その生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給されるもので、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらおうとするものです。

<助成の対象>

日本国内に住所があって、以下の支給要件のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者)を監護している母、または母に代わって児童を養育している方。

<支給要件>

父母が婚姻を解消した後、父と生計を同じくしていない児童

父が死亡した児童(遺族年金を受給されている方は、対象となりません。)

父が一定の障害の状態にある児童

父の生死が明らかでない児童

父から引き続き1年以上遺棄されている児童

父が引き続き1年以上拘禁されている児童

未婚の母の子

父母ともに不明である児童(遺棄)

<所得制限>

受給者もしくはその配偶者又はその扶養義務者の前年(6月末日までは前々年)の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

<助成の対象>

本町に住所があって、18歳未満児童を扶養している配偶者のない方で、以下のいずれかに該当する方。

ひとり親家庭の父又は母及び児童

父母のいない児童

配偶者のいない養育者及びその養育者が養育する児童



<所得制限>

ひとり親家庭の父又は母もしくは養育者の前年(8月末日までは前々年)の所得による所得税が非課税であって、その扶養義務者の前年(8月末日までは前々年)の所得額が限度額以下であること。

個々のケースにより受給資格要件が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

富士河口湖町役場 福祉推進課 児童福祉係

72-6028

みんなの生涯学習

みなさんのやる気を
応援します！



平成19年度 成人者のつどい

日時 平成20年1月13日(日) 9:30 受付 10:00 開式
場所 勝山ふれあいセンター さくやホール

*対象者(1987年4月2日から1988年4月1日生まれ)の方には案内状を送付いたします。

お問合せ: 富士河口湖町教育委員会生涯学習課 (72-6053)



歪みは歩いてなおす!!

整体師が教えるウォーキング教室

正しく歩けば体が変わる!ウォーキングの基本と肩こり解消のための歩き方を教えます。

- 日程 1月17日~2月28日(毎週木曜日 全7回)
- 時間 19:30~21:00
- 場所 富士河口湖町町民体育館第2競技場
- 対象 町内在住の成人
- 持ち物 上履き、タオル、水分、着替え、手袋
- 参加費 1,000円(全回分)
- 講師 牛田茂先生(ただす整体院 院長)
- 定員 20名

お申込み・お問合せ: 町民体育館 (73-1220)

編んじゃおう!

手作り布ぞうり教室



着られなくなったシャツや浴衣を使っておうちの中でペタンペタンと履く布ぞうりを作ってみませんか?もちろん新しい布でもOKです。

- 日時 1月16日、23日(火) 全2回 13:30~15:30
- 場所 中央公民館和室
- 講師 渡辺文夫先生、渡辺勝郎先生、宇野満子先生
- 定員 15名
- 持ち物 はさみ、針、糸(布と同じ色のもの)、割りばし
厚めの綿布16m~18m(下図のように裁断してください)



*12~18本分用意してください

その他 完成した作品は生涯学習館にて展示する予定です。

お問合せ、お申込み: 生涯学習課 (72-6053)

町民体育館よりお知らせ

富士河口湖町体育施設 貸し出し抽選予定

抽選日	施設・貸し出し月	抽選日	施設・貸し出し月
1/7(月)	体3月 運3月 八3月 鐘6月 <6月	7/1(火)	体9月 運9月 八9月 鐘12月 <12月
2/1(金)	体4月 運4月 八4月 鐘7月 <7月	8/1(金)	体10月 運10月 八10月 鐘1月 <1月
3/3(月)	体5月 運5月 八5月 鐘8月 <8月	9/1(月)	体11月 運11月 八11月 鐘2月 <2月
4/2(水)	体6月 運6月 八6月 鐘9月 <9月	10/1(水)	体12月 運12月 八12月 鐘3月 <3月
5/1(木)	体7月 運7月 八7月 鐘10月 <10月	11/4(火)	体1月 運1月 八1月 鐘4月 <4月
6/2(月)	体8月 運8月 八8月 鐘11月 <11月	12/1(月)	体2月 運2月 八2月 鐘5月 <5月

*体=町民体育館 運=町民運動場 八=八木崎テニスコート 鐘=鐘突堂スポーツ広場 <=くぬぎ平スポーツ広場
*鐘突堂については船津地区、くぬぎ平については小立地区が対象となり、他地区の方は2ヶ月前に抽選になります。
*抽選は、午前9時より時間厳守で行います。

お問合せ: 富士河口湖町民体育館 (73-1220)



女性なんでも相談

12月、1月の相談日...12月12日、12月26日、1月9日、1月23日(水)
時間: 13:30~ / 14:30~ 場所: 中央公民館

*予約が必要です。相談を希望される方は、生涯学習課までご連絡ください。

お申込み、お問合せ: 生涯学習課 (72-6053)

異文化コミュニケーション講座

『日本人』から『国際人』へ!

異文化コミュニケーションって何?と疑問を持ったあなた!!この講座にいらしてみませんか?異文化間に関わらず日常の場面でも役立つコミュニケーションのノウハウと超初級入門英会話講座で“国際人”に大変身!

12月20日(木)	あなたの常識は他の人と同じ?違う?
1月10日(木)	「アメリカ人=陽気」ってホントにそう?
1月24日(木)	日本文化を紹介するなら...
2月14日(木)	コミュニケーションの定義とは!?
2月28日(木)	コンテキストと双方向コミュニケーション
3月13日(木)	初対面の人との会話は質問ばかり?
3月27日(木)	話し方の表情はとっても豊か!

時間 19:30~21:00
場所 中央公民館
受講料 2,000円(全7回分)
講師 杉本充江先生
定員 15名程度



お問合せ: 富士河口湖町教育委員会生涯学習課【 72 - 6053 】

癒しの音を奏でてみませんか?

二胡ビギナーズ教室

中国の楽器「二胡」にふれてみるチャンス!ゆったり、優しい音色を楽しみましょう。楽器も用意しますので気軽にご参加ください。

日時	1月15日(火)スタート 毎月第1,3火曜日 (1月のみ第3,5火曜日) 19:00~21:00
場所	中央公民館ホール
参加費	毎月1,500円(楽器レンタル、楽譜ほか)
定員	10名(定員になり次第しめきり)



お申込み・お問合せ: 生涯学習課【 72 - 6053 】

しめ縄作り教室

今年も良いわらをたくさん用意しました!手作りのしめ縄を飾って気持ちよく新しい年を迎えましょう 親子の参加も大歓迎です。

日時 12月25日(火) 19:00~
場所 中央公民館
持ち物 カッター、定規
講師 外川与七先生

お申込み・お問合せ: 生涯学習課【 72 - 6053 】

人づくり推進地域会議

河口湖南中学校の校長先生を務められた金勝武鑑先生の講演です。心温まるお話をぜひ聞きにいらしてください。

日時 12月14日(金) 19:00~
場所 中央公民館 ホール

お問合せ: 富士河口湖町教育委員会生涯学習課【 72 - 6053 】

わかりやすい! 中央公民館パソコン教室

No.	コース	日時
51	パソコン入門(昼)	1月15日(火)~17日(木)13:30~15:30
52	パソコン入門(夜)	1月15日(火)~17日(木)19:00~21:00
53	ワード入門(昼)	1月22日(火)~24日(木)13:30~15:30
54	ワード入門(夜)	1月22日(火)~24日(木)19:00~21:00
55	エクセル入門(昼)	1月29日(火)~31日(木)13:30~15:30
56	エクセル入門(夜)	1月29日(火)~31日(木)19:00~21:00
休日	データベース入門	1月19日(土)~20日(日)13:00~16:00

* 受講料は平日講座 2000円(3日間)、休日講座 3000円(2日間)です。
2名以上で講座を開催いたします。
* 前日・当日のお申込みは受け付けません。

お問合せ・お申込み: 生涯学習課【 72 - 6053 】

新春子ども将棋大会

将棋が好きな子集まれ!真剣勝負のリーグ戦で実力を試そう。

日時 1月27日(日) 9:00~16:00
(午前・予選リーグ 午後・決勝リーグ)
場所 中央公民館
対象 小中学生
持ち物 お弁当
講師 古賀秀秋先生
申込み期日 1月18日(金)まで



お申込み・お問合せ: 生涯学習課【 72 - 6053 】